

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

秋田県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

S 1 5 0 9 0
0 7 - 1 5 a

③施設の情報

名称：秋田聖徳会 若草ハイム	種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：加賀谷 典子	定員（利用人数）： 20 世帯	
所在地：秋田市川元小川町1-4		
TEL：018-823-1208	ホームページ： http://www.akita-shoutokukai.jp/wakakusa.html	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和11年10月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 秋田聖徳会		
職員数	常勤職員： 12 名	非常勤職員 1 名
専門職員	（保育士） 8 名	
	（臨床心理士） 1 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	20 室	集会室、学習室、相談室ほか。

④理念・基本方針

【理念】 聖徳太子の教えである「和」の精神を基盤とし、母と子の権利と尊厳を擁護する。
【基本方針】 基本理念に基づき信頼関係のある人間関係のもとに安定した生活の場を提供し、就労・教育・保育等の支援をすると共に、地域社会にすすんで参加し、子ども会や地域との交流を積極的に進めるよう努める。

⑤施設の特徴的な取組

【トワイライトステイ】

・小学生の子どもを持つ家庭で、仕事上の理由で帰宅が遅くなる場合や休日出勤の場合、他に養育する人がいない場合には、子どもを預かっており、保護者が仕事を終えて帰宅するまでの間、家庭的な雰囲気の中で学習や生活の援助が行われている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年11月10日（契約日）～ 平成30年3月30日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回（平成26年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

* 前回の評価結果を受けて、改善に向けて計画的に取り組んでいる。特に評価されるのは、改善課題を職員で分担して担当し、それぞれが責任を持って取り組むことで、施設全体で積極的な改善につながっている点である。
* 支援マニュアルの整備、職員一人ひとりの研修計画の策定、研修の評価・見直しなど前回行われていなかった点について改善が図られている。

◇改善が求められる点

* 基幹的職員の配置を明確にし、バイザー・バイジーのそれぞれの記録様式を整備して、スーパービジョン体制を確立してほしい。
* 満足度アンケートの結果を踏まえ、分析と評価をして、サービスの質の向上につなげてほしい。
* 苦情解決の仕組みの周知について工夫してほしい。第三者委員の利用について、入所時だけでなく、説明する機会を増やす取組みを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

前回の第三者評価受審後、課題の改善に取り組んできました。今回の受審ではその点について評価して頂きうれしく思います。評価いただいた点は継続できるように、再度確認しながら、今後の支援につなげていきたいと思っております。

今回の受審から、新たな学び、気づきがあり、改善が必要な点については見直して職員が一つになって取り組んでいきたいと思っております。

前回の受審同様、細部にわたって評価して頂いたことに感謝いたします。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 理念、基本方針が明文化され、パンフレットやホームページに記載されているほか、施設内に掲示されて周知が図られている。各居室に配布している生活ガイドブックにも掲載し説明されているほか、子ども向けのものには振り仮名をつけて子ども会でも周知を図っている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> 定員充足率や収入状況等の経営状況の把握と分析が行われ、所内研修で取り上げられているが、支援のニーズやデータ収集などの経営環境の把握と分析は行われていないので、これらの実施について検討されると望ましい。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> 経営課題が明確にされ、職員会議で説明し職員に周知している。役員には法人理事会において説明し共有がなされている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<コメント> 平成30年度までの第二次5か年計画が策定されており、経営課題と方策が具体的に示されている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント> 第二次5か年計画に基づいた各年度の事業計画が策定されている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 事業計画は毎年2月に全職員で実施状況の評価を行い、その結果を翌年度の事業計画に反映させている。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a
<コメント> 事業計画は施設内の広報誌である「青麦だより」や母親との定例会、子ども会を通して周知を図っている。		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> 自己評価は評価基準に基づき年1回、職員一人ひとりで行った後、3グループに分かれて話し合い、チームリーダーが課題に沿ってまとめている。所内研修で施設全体の協議の場を持ち、課題の分析と検討を行っている。3年毎に第三者評価を受審しているが、支援の質の向上に向けて検討する時間の確保に向けて、更なる工夫を期待したい。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 評価結果に基づき、職員に課題を振り分けて検討がなされ、改善に当たっては責任者を決めて実施し、毎月の職員会議・所内研修で確認するなど、計画的に取り組まれている。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 所長は、職員に対し職員会議や所内研修で、施設の経営や管理について方針と取組みを話し明確にしている。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 法人としてコンプライアンス規程や業務管理体制整備要綱を制定している。所長は法令遵守の観点で情報収集し、所内研修において職員に伝えている。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 所長はケース会議に出席し支援の質の向上に指導力を発揮している。支援の取組み記録様式を新たに定めるなど、改善のための取組みを具体的に明示している。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 所長は人事・労務に関する現状と課題について分析を行い、経営の改善等に指導力を発揮している。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 人員体制に関する基本的な考え方や具体的な計画がある。個別対応職員や心理担当職員の配置などに取り組み、人員体制の充実に努めている。平成28年度から30年度までの職員一人ひとりの3か年研修計画があり、育成が計画的に行われている。		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>運営方針の中で「期待する職員像」を明確にしている。法人において人事基準が明確に定められ、基準に基づき人事管理が行われている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>有給休暇取得状況や時間外労働の状況を確認し、就業状況を把握している。職員との個別面談の機会も設けているほか、コミュニケーションを取りやすい机の配置に努めるなど職員同士で相談しやすいように工夫をしている。子育てや介護を配慮して勤務シフトを行うなど、働きやすい取組みを行っている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの希望に基づき個別研修計画が立てられている。研修に特化した個別面談を年1回実施し、目標達成度の確認を行っている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>個別研修計画には3か年計画と単年度の計画があり、計画に基づいて研修が実施されている。職員本人の反省欄と所長の評価欄があり、評価と見直しの可否を明らかにして次年度の取組みにつなげている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>新任職員・中堅職員Ⅰ、Ⅱと階層別の研修やテーマ別研修の機会が確保されている。職員一人ひとりの経験等に応じたOJTの仕組みづくりについて施設内で検討されている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>専門職の教育・育成に関する基本姿勢が明文化されたマニュアルが整備され、実習のプログラムも用意し、実習生の支援は適切に行われている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページで理念・基本方針、事業計画・事業報告・財務状況が公開され運営の透明性が確保されているほか、聖徳会だよりも掲載し地域に対しても明確に発信している。第三者評価の受審結果や苦情解決の結果は事業報告の中で公表している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>経理等に関するルールが経理規程により明確にされ、職員に周知されている。税理士が年4回訪問して指導を行っているが、第三者評価で求めている外部監査については実施されていないので検討してほしい。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>各家庭が町内会に加入しており、鹿嶋祭りなどの地域のお祭りや草刈り奉仕にも参加し、地域との交流が広がっている。子どもたちの学校の友人が施設に遊びに来た時は集会所で一緒に遊ぶことができる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、学習ボランティアや行事の際の協力者などとして受け入れている。「フードバンクあきた」と「あきた子どもネット」の協力を受け、年1回子ども食堂を実施している。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>社会資源をリストアップした一覧表が作成され、職員間で共有が図られている。県母子協現地協議会や配偶者暴力支援ネットワーク会議に参加するなど関係機関との連携を図っている。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a
<p><コメント></p> <p>年2回施設内で健康教室などの「みんなの広場」を開催し、地域住民との交流を行っている。年1回地域福祉懇談会を開催し、平成29年度は「地域における福祉施設の役割について」をテーマとする講演会も行った。災害時に地域で施設が果たす役割について確認されていないので、今後検討するよう望みたい。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>町内会や民生委員などとの地域福祉懇談会を年1回開催して情報交換は行っているものの、具体的な福祉ニーズの把握まではつながっていないので、今後の検討を期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>母親と子どもを尊重した支援の実施について運営方針と支援のマニュアルに明示し取り組みを行っている。平成29年度は「びーらぶ秋田」から講師を招いて研修会を行い、基本的人権への配慮について理解を深めた。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護や権利擁護について規程・マニュアルが整備され、所内研修において理解が図られている。子ども会でも、子どもの権利ノートに振り仮名をふり朗読する機会を設けるなどにより、周知を図っている。入所時確認事項に追加し、入所者への周知を深める取組みを検討しているので、実現を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>施設を紹介する資料は写真なども使用してわかりやすい内容としているほか、子ども向けには振り仮名をつけている。入所者に提供する生活ガイドブックは適宜見直ししている。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>母親と子どもにわかりやすく説明し、同意を得ている。個々の説明事項については、確認事項として説明を受けたか受けなかったかのチェック結果について、書面による提供を受けている。毎年2月には母親から「わたしのプラン」を提出してもらい、個々に所長面接を行い、信頼関係を深めている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>他の施設への移行等の際には、引き継ぎ書等の書面によるほか申し送りが適切に行われており、支援の継続性に配慮されている。退所後の支援の方法については、書面で意向を確認し、希望に沿って支援されている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>母親と子どもにはアンケートを実施しているが、結果を分析し改善につなげる仕組みが不十分である。今後は不十分なところを検証し次に生かせる仕組みを整備してほしい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制は整っている。意見書箱の近くに記入用紙も準備されており、苦情解決結果について公表も行っている。しかし、今回のアンケートで職員以外の外部の人に相談できることを知らないと答えている母親が多くおり、理解度のチェックが必要である。第三者委員の存在、役割等について利用者に周知するよう具体的な方策を検討してほしい。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
<p><コメント></p> <p>母親と子どもにはアンケートを実施し、母親とは所長が年2回面談の機会も設けており、意見を出しやすい環境づくりに向けた配慮を行っている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>相談や意見に対する手順や対応のマニュアルが定められており、迅速な対応を行っている。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>「事故発生等緊急時対応マニュアル」では基本的な流れを示すとともに、事故の個別場面に対応する手順が示されているほか、所内研修を行い職員に周知している。また、事故防止委員会では、所定の様式に沿って事故発生時の実態を把握→評価→対応→再評価する手順で取り組んでいる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「感染症対策マニュアル」は「衛生管理マニュアル」として、『施設内の日常の管理』『施設外の定期的管理』『入所者の衛生管理』と感染症・食中毒予防について具体的に示している。それぞれの点検事項についてはチェック表で点検が行われている。感染症・食中毒予防の研修は毎年所内で行うとともに、保健所の研修に参加した後、職員に伝達し、情報の共有をしている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>避難訓練は通報訓練を含めて毎月実施されている。夜間の訓練は年1回、地域の防災協力員の参加のもと実施している。利用者が施設にいない時の安否確認方法の確立ができていないままになっているため、母子の安全確保のため今後早急に取り組んでほしい。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>施設の「運営基本方針」を基に「サービス実施マニュアル」が作成されている。また、日常生活の支援は、利用者に渡されている「生活のガイドブック」をマニュアルとして職員一人ひとりが所持しそれに沿って対応している。今後、標準的なサービス提供の実施をチェックする仕組みを整えることを望みたい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>前回受審時は簡易なものであった標準的な支援のマニュアルは、今回整備され、個々の場面での対応がわかりやすく記載されている。暮らしに疑問や要望がある時は、毎月の母親との定例会や子ども会で取り上げて話し合っている。見直しが必要か否かについては職員会議で検討し、母親、子どもそれぞれに了承を得る手順ができている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>関係職員が集まり、自立支援計画を策定する仕組みが整っている。母親がDV被害等の利用者の場合は心理担当職員も加わり、克服課題を明確にして、関係者が連携して取り組める計画を策定している。自立支援計画策定の責任者は総括の所長とされているが、職務分掌等に明記されるとより望ましい。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の流れはマニュアル化し、手順が示されている。計画策定後に年2回、母子それぞれと面談して進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行っている。計画を緊急に変更する場合の仕組みについてもマニュアルに記載されることが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>記録はパソコンで入力している。記録内容については上司が確認し、書き方の指導もしている。記録は紙ベースでも保管し、職員間で情報共有できるようになっている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>個別記録のデータは、USBで所長が管理している。「個人情報保護規程」に基づき、個人情報の保護と利活用について定めている。文書の管理については「個人情報に関する文書等管理要綱」で責任者が定められ、「個人情報取扱い要綱」で管理者と責任者を定め、記録の管理が行われている。母子は「生活のガイドブック」で説明を受け、「同意書」を提出し、納得している。</p>		

内容評価基準（28 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>若草ハイムマニュアルでは（1）母の支援（2）児童の支援（3）心理関係（4）地域交流、地域貢献の領域に沿って示し、取り組んでいる。母親と子どもの希望や意見は日常的に受けている。また、月1回の母の定例会、子ども会で出た意見や要望を受け入れている。併せて、母親と子どもそれぞれの「わたしのプラン」をもとに策定した自立支援計画に沿って本人の意向と希望を尊重し、目標に沿って取り組む支援をしている。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
<p><コメント></p> <p>運営規程 19 条で虐待の禁止をうたい、権利侵害の通報を義務付けている。今年度の施設内外の研修では権利擁護と権利侵害の研修計画が多く、情報の共有と虐待防止の意識を深めている。施設では日常的に会議の場で不適切なかかわりの有無を取り上げ、あった場合は報告する仕組みがある。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b
<p><コメント></p> <p>朝食を食べないで学校に行く子どももあり、ネグレクトとならないように個別に母親に伝えている。母親との定例会では、タイムリーな社会記事を情報として提供している。今後は、不適切な行為について母親や子どもたちと踏み込んだ話し合いや学習会を行うなどの取組みを検討してほしい。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>日常的には、母親の外出時や子どもの登下校時の態度や表情で把握するようにして早期発見に努めている。子どもの人権を守る取組みとしては、子どもの権利ノートを説明して渡している。また、毎月の子ども会で暴力や脅かしなどの被害についての情報は収集できるようになっている。</p>		

A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>入所時に渡す「生活のガイドブック」の説明で、信教の自由と施設内の布教は禁止を伝えている。毎月実施する母との定例会は仏壇に「礼拝します」といって始まるが、強制はしていない。また、地域行事に鹿嶋祭りの神事もあるが参加は自由である。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>「子ども会」が毎月あり、会長と書記の役割を決め、会長が進行役として進めている。職員も参加し側面的に支援をしている。お風呂の掃除やゴミ出しなどは母親たちで決め、納得して実施している。利用者が自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう学びの場を作ることなどについて、今後検討を進めてほしい。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	b
<p><コメント></p> <p>母親は入所後、「わたしのプラン」で主体的に取り組む課題を明確にし、施設が支援することに母親は合意している。高校受験を控える母と子どもには特別支援の補習費の説明や情報の提供をしている。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
<p><コメント></p> <p>毎月の定例会、子ども会で行事日程を知らせ、施設行事はアンケートを行い、参加しやすい日程・内容・時間を工夫して実施している。行事实施後は定例会、子ども会で行事の評価・反省をし、次回の行事に反映させている。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>退所時に電話や来所などでいつでも相談できることを伝えている。そして、退所後にアフターケアとして電話・来所・訪問等の支援が必要かどうか、また、トワイライト、ショートステイを必要とするかどうかアンケートを行い、支援の継続とアフターケア支援を実施している。現在は該当ケースがなく、内容の確認はできなかった。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>母親と子どものそれぞれの「わたしのプラン」という様式に、頑張りたいことを中心に目標を記入してもらい、母親は職員、子どもは職員と心理担当職員が担当して、目標を実現するための課題が明確になるように個別支援をしている。小学校3年生以下は母親がプランを立て、子どもに伝えている。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>福祉事務所の資料と「わたしのプラン」をもとに、入所1か月後を目途に所長と面談し、心理担当職員とも面談して、生活と精神的安定に向けた個別的支援に取り組んでいる。子どもは施設入所と同時に、学校・保育所に通えるよう母と話し合い準備している。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>片付けが苦手な母親、家事と育児の両立や金銭管理が困難な母親等、個別的支援の必要な母親に対しては、個別の支援をしている。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>母親が体調不良や疾病などで不安を抱えている際には、登下校、保育所の送迎などを必要に応じて支援している。県立医療療育センターに初回受診するときは母親に同行し施設側からも状況報告し、集団療育があれば付き添っている。また、保育所・学校へは、母親の了解を得て年2回訪問し、母親と子どもとの適切なかわりができるよう支援している。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は施設の様々な場面で気軽にかかわれるようあいさつや声掛けなどを意識的に行っている。餅つき行事やクリスマス行事に母親の意見を取り入れたり、当日の役割分担で母親同士が協力し合えるようにしたり、安定した対人関係をつくれるようにしている。施設内の利用者間のトラブルを避けるため、ほどよい距離を保つように支援している。</p>		

A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども用の個別支援計画があり、心理担当職員や子ども担当職員と一緒に目標を立てて取り組んでいる。学校から帰宅後にゲームや遊びができる時間と17時からの学習時間を区別して子どもの成長発達段階に応じ支援している。週2回学生ボランティアが来所するときは、1時間の学習時間をとっている。心理的に不安のある子どもには心理担当職員の個別のプログラムに沿って毎月定期的にカウンセリングを行っている。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>受験生がいる母親には、経済的状況に応じて各種奨学金に関する情報提供を行っている。また、施設では塾通いに対して補習費を活用して支援している。進路相談の過程では、学校と施設が連携して支援しているほか、一人ひとりの子どもの自立支援計画の目標の進捗状況を確認しながら支援している。学生による定期的な学習ボランティアの指導も受け入れている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
<p><コメント></p> <p>母親が子どもの話を聞けない時には、職員が子どもとのかかわりを意識的に多く持つようにし、母親に伝えるようにしている。子どもたちは学習ボランティアの学生とのかかわりや地域行事への参加で、施設以外の大人とのかかわりを体験している。施設においてグループワークを行う職員体制はできていないので検討してもらいたい。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>「生」の考え方で「性」をとらえる考え方で取り組んでいる。助産師を講師に、「命の大切さを感じる」をテーマに母と子どもで考える学習会を実施している。子ども会では職員からプライベートゾーンの話をしている。今後、年齢や発達段階に応じて、「性」への関心を育み、正しい知識を伝える機会が必要である。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>緊急一時保護マニュアルに沿って、夜間は職員の宿直体制と夜間侵入者を防ぐセキュリティを完備している。そして、緊急時には夜間でも女性相談所と連携を取り緊急一時保護を受け入れる体制があり、部屋と生活調度品も整い受け入れ態勢は整っている。</p>		

A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>DV被害が要因となって入所した母親には、保護命令制度を活用し法テラスや裁判所へ同行している。また、夫が母子の所在を知り訪ねてきたため、他の施設に移動させて接触ができないようにした事例もある。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>DVを受けた母子に対して、安心して安定した生活が送れるように、心理療法活動プログラムに沿って心理担当職員が週3回カウンセリングを行っている。その後カウンセリング記録を基に職員と情報共有し、生活の支援に繋げている。職員は心理担当職員からDVを受けた人の心理状態について研修を受け、スーパーバイズを受けている。</p>		
A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>虐待を受けた子どもへは、日頃から意識的に関わるとともに、毎月行われる子ども会や遊びの中で相手を思いやる気持ちを大切にしよう話している。心理担当職員は週3回、対象児童及び母親のカウンセリングを行っている。職員は心理担当職員とともに被虐待児との関りや子どもの権利擁護を図るための連携等をテーマにした職員研修に取り組んでいる。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉓	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待を受けた子どもが入所するときは、児童相談所、福祉事務所と連携して受け入れ体制をとっている。入所後は心理担当職員によるプログラムに沿ってカウンセリングが行われ、定期的に関係機関と連携している。また、学校・保育所などと必要に応じて連携するようにしている。</p>		
A㉔	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>母子の不安や悩みは日常的に受け止め、コミュニケーションをとる中で問題把握に努め、職員間で情報共有している。母親担当と子ども担当に分けて相談に対応する体制を取り、親子間の問題が生じたときは連携して対応している。</p>		

A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A②⑤	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p><コメント></p> <p>一般就労が困難な母親には福祉的就労の場を紹介しているほか、特別支援学校に通う児童に放課後一時支援が必要な時は学校と連携してサービスに繋げている。服薬管理が必要な場合は受診に同行して主治医と母子の同意のもと服薬管理をし、学校・保育所と連携している。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A②⑥	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>雇用情報は毎週母親に提供しており、未就労の母親には本人の意向、適性などについて話を聞いて支援している。資格取得や能力開発の意欲を持つ利用者には、これまでパソコン教室、介護職員初任者研修などの受講支援をしている。乳幼児を抱える母親には安心して働けるように、保育所入所手続きの支援や、休日出勤の際は補完保育を実施している。</p>		
A②⑦	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>病気で休みがちな母親が療養を必要としたときには療養休暇の届け出を代行したり、職場復帰に伴う関係調整を図ったりしている。一般就労が困難な場合は福祉的就労の場の紹介と事業所との関係調整を行っている。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A②⑧	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>所長面談、心理担当職員による心のケア、自立支援計画策定の面談などが行われている。しかし、様式の整備や記録、基幹的職員の配置などによるスーパービジョン体制の構築が望まれるので、これらの取組みの実施を期待したい。</p>		